## 建築物の中間検査の指定改正案

## 1 改正概要

山形県では、社会的に影響の大きい建築物の安全を確保するため、建築基準法に基づき 特定工程を指定しています。

指定内容(:改正箇所)

項目	現行				改正内容
区域	山形県の区域のうち、山形市を除く区域				改正なし
期間	平成20年11月1日から令和5年10月31日まで				期間の指定の廃止
	対象建築物    工程		改正なし		
	構造	規模・用途	基礎工事	建方工事	
	木造、	地階を除く	基礎及び	2階の床及び	
	鉄骨造、	階数3以上	地中ばりの	これを支持する	
対象建築物	鉄筋コンク	かつ	配筋工事	はりの配筋工事	
及び工程	リート造、	延べ床面積			
	鉄骨鉄筋コ	500 ㎡超			
	ンクリート	地階を除く	基礎及び	2階の床版の	
	造	階数3以上	地中ばりの	取付工事	
		の共同住宅	配筋工事		
	・建築基準法第85条第6項又は第7項の規定の適用を			·建築基準法第 18 条第 2 項	
	受けるもの(仮設建築物)				の規定による通知に係る
					建築物
					・同法第68条の20第2項に
適用除外					規定する建築物である認
通用床外					証型式部材等
					・建築基準法第85条第6項
					又は第7項の規定の適用
					を受けるもの(仮設建築
					物)

- ○区域、対象建築物及び工程については、改正なしとします。
- ○期間について

これまでは中間検査を行う期間を3年毎に延長してきましたが、制度として定着してきたため、今回の改正において期間を指定しないこととします。

- ○中間検査を行う建築物の適用除外に下記を追加します。
- ① 国や都道府県等が建築主となる建築物においては、当該自治体が行う検査において配筋 検査等が実施されており、山形県が指定している工程の検査も含めて実施されているこ とから、安全性が担保されているため、県の指定からは適用除外とします。
- ② 認証型式部材等(予め国土交通大臣により部材等及びその製造業者について認定・認証を受けているもの)は、検査の特例により、構造耐力等に関する検査が不要となっていることから、工事中の現場の状況を確認する本検査の指定からは、適用除外とします。

## **2 告示予定日** 令和 5 年 9 月下旬

## **3 施行予定日** 令和 5 年 11 月 1 日